

# 都立スポーツ施設等の再開館に向けた 感染拡大防止ガイドライン

第4版

令和2年12月16日

東京都オリンピック・パラリンピック準備局

## 目次

- 1 本ガイドラインについて
  
- 2 全施設に共通する感染拡大防止の主な取組例
  - (1)利用者向け対策
    - ① 予約時等、利用日以前の対応
    - ② 当日の対応
    - ③ 高齢者、障害のある利用者への対応
  - (2)従業員向け対策
  - (3)施設環境整備
  - (4)感染者発生時に向けた対応
  
- 3 施設の特性に応じた感染拡大防止の主な取組例
  - (1)屋内施設
  - (2)プール
  - (3)トレーニングルーム等
  - (4)諸室
    - ① 手洗い場所、トイレ
    - ② 更衣室、休憩・待機スペース
  - (5)観客席
  - (6)その他
    - ① イベント

### (参考)

施設再開時の感染防止策チェックリスト（利用者向け、施設管理者向け）

## 1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休館していた都立スポーツ施設等の再開館に向けて、新型コロナウイルス感染防止対策を行う際の基本的な取組について整理したものです。

各施設管理者においては、本ガイドラインを踏まえた感染防止対策を行うとともに、各施設の特性に応じた必要な取組を徹底してください。

また、関連する以下のガイドラインの他、競技特性に応じて各競技別のガイドラインが作成されている場合は、共に参考にしてください。

○東京都「事業者向け 事業者向け 東京都感染拡大防止ガイドライン  
～「新しい 日常」の定着に向けて～」

(令和2年10月30日付)

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>

○スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」

(令和2年9月29日改訂)

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt\\_sseisaku01-000007106\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)

○公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」

(令和2年10月2日改訂)

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

[https://www.jsad.or.jp/news/detail/20201002\\_002238.html](https://www.jsad.or.jp/news/detail/20201002_002238.html)

○一般社団法人日本フィットネス産業協会「FIA フィットネス関連施設における  
新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」

(令和2年11月19日付)

<https://www.fia.or.jp/public/19525/>

※ 本ガイドラインは、今後の状況の変化等を踏まえて逐次見直すことがあることにご留意ください。

※ 上記のほか、政府の新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置と入国後の行動制限に関する情報等も参考にしてください。

## 2 全施設に共通する感染拡大防止の主な取組例

施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理してチェックリスト化し、施設のHPや施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示するとともに、これらの事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること。

また、これらの事項を遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがありうることを周知すること。

### (1) 利用者向け対策

#### ① 予約時等、利用日以前の対応

施設管理者は、利用者等に対し、以下の内容を予約受付時や施設のHP等で周知・徹底すること。

ア 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる。また、利用をお断りすることがある旨を確実に周知すること。

(ア) 以下の症状があるなど、体調がよくない場合

i 平熱を超える発熱

ii 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

iii だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

iv 嗅覚や味覚の異常

v 体が重く感じる、疲れやすい等

(イ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合

(ウ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(エ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※アスリートトラック等に則った対応がある場合を除く。

イ マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。

#### ② 当日の対応

ア 利用当日、利用者に以下の事項を記載した書面の提出を求めること。

その際、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（非接触型機器などを活用して利用者を検温し、発熱者に対しては入館を制限する）。

(ア) 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）

※個人情報の取扱いに十分注意する。

- (イ) 利用当日の体温
- (ウ) 利用前2週間における以下の事項の有無
  - i 平熱を超える発熱
  - ii 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - iii だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - iv 嗅覚や味覚の異常
  - v 体が重く感じる、疲れやすい等
  - vi 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触の有無
  - vii 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - viii 過去14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
    - ※アスリートトラック等に則った対応がある場合を除く。

なお、利用者が団体やイベント主催者の場合は、代表者に参加者全員の情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうことが考えられる。また、その際、体温や利用前2週間の体調等については、入場の際に体温計で確認したり、口頭で確認したりする方法とすることも考えられる。万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保管しておく。

入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底すること。

- イ 施設管理者は、利用者に対し、以下の各事項の遵守を求めるとともに、施設に掲示するなどして利用者に確実に周知すること。
  - (ア) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
  - (イ) 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。
  - (ウ) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
  - (エ) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
  - (オ) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
  - (カ) 入退場時や施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること。
  - (キ) 運動・スポーツを行う際は以下に留意すること。
    - i 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

## ii 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

- （ク）運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- （ケ）タオルの共用はしないこと。
- （コ）飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
- （サ）飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。
- （シ）イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下に配慮して適切に行うこと。
  - i 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
  - ii スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと）。
  - iii 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
  - iv 飲食物を取り扱う従業員にはマスクを着用させること。

ウ 利用者が運動時以外、特に会話をする時にマスクを準備しているか確認すること。

運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの（※）とするものの、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めること。

(※) マスク（特に外気を取り込みにくいN95 などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとる等、無理をしないことについて注意喚起すること。

- エ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- オ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行うこと。
- カ 利用者に対し、「東京版新型コロナ見守りサービス」など接触確認アプリへの登録を促すこと。

### ③ 高齢者、障害のある利用者への対応

利用者の障害特性に配慮し、必要に応じて以下のとおりきめ細やかに対応すること。

- ア 特に介助等で利用者と密接な対応が求められる指導スタッフに関しては、消毒やマスクの交換、検温を1日複数回行う等、体調管理を徹底すること。  
また、利用者と接する際には利用者に不安を与えることのないよう配慮すること（例：車いすに触れてサポートする場合は本人の事前了承を得る、手袋・マスク・フェイスガード等を着用する）。
- イ 基礎疾患のある方は感染による重症化が懸念されることから、基礎疾患の有無を確認するとともに、必要に応じて施設利用後の利用者の体調を確認すること。
- ウ 感染防止対策を徹底するため、利用者の触れる箇所の消毒をより頻繁に行うこと。

## (2) 従業員向け対策

- ① 従業員が体調不良の場合は、出勤を控えさせ、休暇等を取得させること。勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とし、必要に応じて相談窓口等への連絡を強く促すこと。
- ② 以下の場合等は、勤務時間内外を問わず、直ちに上司に報告させること。
  - ア 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（平熱を超える発熱、咳・のどの痛みなど風邪の症状、だるさ、息苦しさを、嗅覚や味覚の異常など）がある場合
  - イ 従業員の家族や同居人、共同生活者、友人等に、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合や、PCR検査等の受検、感染者や濃厚接触者への接触があることが判明した場合  
※上記イの場合は自宅待機とし、必要に応じて相談窓口等への連絡を強く促すこと。また、他の従業員や利用者等との接触について正確な実態把握を実施すること

ウ PCR検査等を受検する場合（必ず受検前に報告させること）

- ③ 利用者や他の従業員と接する機会がある者には、マスク等の着用を徹底させること。
- ④ 従業員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯すること。
- ⑤ 従業員間で、できるだけ2mの距離を保てるよう、人員配置に配慮すること。
- ⑥ 扉や窓などを開けたうえで、扇風機やサーキュレーター等を外部に向けて使用するなど、建物や施設内の定期的な換気を行うこと。
- ⑦ 従業員の更衣室・休憩室について、規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底すること。
- ⑧ 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行うこと。
- ⑨ 従業員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒すること。
- ⑩ 従業員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底すること。

### （3）施設環境整備

- ① 施設の入口や受付窓口をはじめ施設内各所に手指消毒剤を設置し、入場者の手洗いや手指消毒、靴底消毒の徹底を図ること。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

なお、感染防止対策として受付等で透明ビニールカーテンを使用する場合、大きな声での会話による飛沫感染を防ぐため、必要に応じてボード等でコミュニケーションをとること。

- ③ 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑤ スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知するなど、配慮して準備すること。  
やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること。特に、利用者にはスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ⑥ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを

回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。

⑦ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。

通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒すること。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は適切に清掃・消毒すること。

⑧ 消毒、清掃等対応

利用者の触れる箇所（※）は頻繁に消毒するとともに、施設の清掃については通常開館時よりも頻繁に行うこと。

（※）テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベータのボタンなど

⑨ 東京都が定める「感染防止徹底宣言ステッカー」を利用者の目につく場所など複数箇所に掲示すること。

（４）感染の疑いがある者や感染者発生時に向けた対応

利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、所管の保健所とあらかじめ検討しておくこと。

万が一、感染の疑いがある者や感染者が発生した場合、速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を事前に整えておくこと。

また、上記対応等について、東京都とも必要な調整を行い、感染者発生時に備えること。

なお、下記の場合には、速やかに東京都に報告すること。

① 利用者について

ア 利用後に新型コロナウイルス感染症を発症したと報告があった場合

② 従業員について

ア 平熱を超える発熱、咳・のどの痛みなど風邪の症状、だるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常等の症状が強く出ているなど、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合

イ 家族や同居人、共同生活者、友人等に、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合や、PCR検査等の受検、感染者や濃厚接触者への接触があることが判明した場合

ウ PCR検査等を受検する場合（必ず受検前に報告すること）

３ 施設の特성에 応じた感染拡大防止の主な取組例

（１）屋内施設

① 換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要。このことを施設管理者が適切に行うとともに、利用者に周知を行うことが必要である。

- ② 体育館の床をこまめに清掃するなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。

体育館のフローリング床の日常清掃においては、水拭きは床板の劣化につながるため行うべきではなく、乾拭きが基本となる。ただし、汗等で汚れている箇所がある場合は、固く絞ったモップ・雑巾で拭いた後、きちんと乾燥させるという方法が考えられる。その際、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能だが、使用後にきちんと拭き取る必要がある。現時点でワックスが使用されている床の場合、アルコールは、床を白濁させるおそれがあるため、部分的に試してから使用することが考えられる。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにする必要がある。

## (2) プール

- ① プールの水質基準を適切に管理したりするなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。
- ② 塩素濃度のモニタリングは普段よりも頻繁にチェックすること。  
(鼻汁などの分泌物が増えることには注意。着脱時などの衛生管理)
- ③ 遊泳プールで密な状態（いわゆる芋洗い状態）で大勢が戯れている場合は、会話や接触による感染リスクが高まるため、密な状態とならないようにすること。
- ④ プールにライフガードを配置する場合は、利用者の健康状態のチェックに一層の注意を払うように指導すること。
- ⑤ 当面の間、アクアプログラム等の集団レッスンは、呼吸が激しくなるものは休止とすること。呼吸が激しくならないものは、人数制限などの取組を講じたうえで実施すること。

## (3) トレーニングルーム等

トレーニングルーム等においては、これまでに感染者間の関連が認められた集団（クラスター）が発生したとされていることから十分に注意すること。再開にあたっては、様々な可能性を考慮し、感染リスクを抑制するため以下のとおり適切な感染防止対策を講じること。

- ① 重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を持つ利用者に対しては、当面の間、利用自粛も含めた注意喚起を行うとともに、利用にあたっては施設利用時間を分けるなどの配慮を行うこと。
- ② 施設全体においてどのエリアにおいても最低2m四方（参加者が両手を広げて

ぶつからない程度の間隔)の距離を確保するように徹底すること。

- ③ 密とならないようソーシャルディスタンスの確保やエクササイズ前後の手洗い・消毒等、感染拡大防止に関する注意事項を定期的にアナウンスするなどの取組を講じること。
- ④ トレーニングエリアが密閉された空間となることを防ぐため、必要十分な換気を徹底すること。この場合、建基法換気量(建令20条の2)による風量及び、換気回数(部屋の空気が単位時間に入れ換わる回数)等から必要十分な換気量を確保すること。

1時間あたりの空気の入替え回数は3回以上を目安とすること。

※天井高がある場合、窓の開放が可能な場合など、施設の状況に応じた対応とする。

※可能であれば、換気設備は常に作動させておくこと。

- ⑤ マシン(トレッドミル「ランニングマシン」など)の汗拭き用として各マシンに設置されているタオルの共用を避けること。代替案として、各マシンに消毒剤とペーパー類、ごみ箱(蓋付きが望ましい)を用意し使い捨て方式とする、又はタオルを取り換えられるよう多く用意するなどして、共用を避けること。なお、消毒液や使い捨てペーパー類の設置場所については、どのマシン、ウエイト機材からも確実に手が届く範囲を考慮した要所へ設置すること。
- ⑥ マシン利用後は、必ずふき取りの実施を利用者に徹底していただくための具体的措置を取ること。利用者が不履行の部分は従業員が清掃すること。

例)・複数箇所への張り紙

- ・定期的な館内アナウンスによる実行の呼びかけ
- ・注意事項を記載した書面の設置等

- ⑦ マシンエリアにおいても、他の利用者との間隔を最低2m四方を確保すること。

例)マシンを一台おきに撤去する等により、使用不可としてスペースを確保

\*撤去が難しい場合、マシンの間引きや電源を切る等の工夫をすること。

- ⑧ 当面の間、スタジオプログラム等の集団レッスンは、呼吸が激しくなるものは休止とすること。呼吸が激しくならないものは、以下のことに留意して実施すること。

ア ドアを開けるなど換気の徹底を図ること。

イ 大人数でのレッスンは行わないこと。

ウ レッスンを行う際は、利用者同士の間隔は最低2m四方(四方の壁を含む参加者が両手を広げてぶつからない程度の間隔)とする等、厳格な人数制限を行うこと。

エ 参加者をスタジオ内にまんべんなく拡散させるため、参加者の定位置をあら

かじめスタジオの床等にマークしておくこと。参加者を確実に分散させるため、担当インストラクターが、レッスンを通じて参加者の位置を確認して指定することで距離をコントロールすること。

オ 担当インストラクターには、参加者の位置取りを確認して指定することを事前に指導すること。

カ 集団レッスン時に、指導者も含みスペースを共有する者が対面の状況にならないようにすること。

キ 過度な大きさ、頻度の声出し、ハイタッチや握手等のスキンシップは禁止するよう確実に周知すること。

⑨ レッスンとレッスンの間隔を多めに設定するなどして、換気・清掃等を十分に行えるよう工夫すること。

⑩ レッスン前のスタジオ入口における参加者入場待機場面では、順番待ちの密集が生じないよう、できるだけ2mの間隔を確保すること。

#### (4) 諸室

##### ① 手洗い場所、トイレ

利用者が施設を利用している間に手洗い、トイレをこまめに行えるよう、以下に配慮すること。

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

イ 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をすること。

ウ ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。

エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

オ トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。

カ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

キ 個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図ること。

##### ② 更衣室、休憩・待機スペース

運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、スポーツイベントの参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備すること。

ア 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障害者の介助を行う場合を除く）。また、休憩スペースでは、対面で食事や会話をしないようにすること。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限

- する等の措置を講じること。
- ウ ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置すること。
- エ 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを周知徹底すること。
- オ 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- カ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
- キ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする事。

#### (5) 観客席

- ① 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること。  
また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合はマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。

#### (6) その他

##### ① イベント

- 全国的かつ大規模なイベントの開催が見込まれる場合は、事前にイベント主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合は、使用承認しないなど、慎重な対応をとること。
- ア イベント当日の受付のほか、イベント前日の受付を行い混雑を極力避けること。
- イ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ウ スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること。
- エ 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。
- オ 来場者が遵守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うとともに、イベントの合間等を活用し定期的なアナウンスを行うなどの取組を講じること。